

### 《第69回人権週間》 特設なんでも相談所を開設します

北見人権擁護委員協議会・釧路地方法務局北見支局では、第69回人権週間(12月4日から10日まで)にちなんで『特設なんでも相談所』を開設します。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

津別町での開催日は、以下のとおりです。

日時 12月6日(水) 午後1時～4時  
会場 林業研修会館(役場裏)1階図書室  
相談員 人権擁護委員

(修田建恵、鷹嘴とし子、布瀬勝明)

相談内容 学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力及びインターネットによる嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見など、さまざまな悩みごと、困りごとについて。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

問い合わせ先

釧路地方法務局北見支局  
☎0157-23-6166

### 《町民文化祭が開催されます》

町内の様々な文化団体が、活動成果を展示・発表します。

■日程・会場は下記のとおりです。

- ・絵画展 11月9日～30日(中央公民館2階展示室)
- ・総合展示 11月10日～12日(町民会館)
- ・アマチュア無線公開交信 11月11日(中央公民館ロビー)
- ・囲碁大会 11月5日(栗田宅)
- ・舞台発表 11月19日(中央公民館大ホール)

■問い合わせ先 津別町文化協会

伊藤 ☎76-4128 菅原 090-9515-0997

### 住民満足度アンケート調査を実施します！

町では、現在実施している住民サービスについて町民の皆様にご意見をお聞きし、今後の事務事業評価や総合計画実施計画、予算編成などの行財政運営に反映させるため、住民満足度調査を行います。調査票が対象者の方に郵送されていますので、アンケートのご協力をよろしくお願いいたします。

- アンケート対象者は、1,000人を無作為に抽出しました。
- 回答内容は、個人が特定できないよう、すべて統計的に処理します。
- 調査票は、返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

※切手不要

●調査票投函期限 平成29年11月17日(金)まで

問い合わせ先 住民企画課企画グループ ☎76-2151(内線215)

平成29年度  
津別町教育委員会主催  
「家庭教育講座」

## 産後ケア教室 ～夫婦講座～

『赤ちゃん・子どもは可愛い！でも体力勝負の子育てで、夫婦ともに毎日ヘトヘト…』  
『本当はもっと夫婦で話したり、リフレッシュする時間も欲しいのに…』  
『もっと笑顔で子育てしたい！家族と過ごしたい！』という夫婦のための講座です。

こんな夫婦にオススメ！

- ★夫婦で一緒に楽しみながら運動してみたい！
- ★育児でバリバリの体をほくしたい！リフレッシュしたい！
- ★もっと夫婦で協力しながら子育てしていきたい！
- ★忙しい産後、でも本当は夫婦でもっと話したい！

日時 12月2日(土) 午前10:00～12:00(受付9:30～)

場所 津別町中央公民館 2F 研修室

対象 ・産後1ヶ月健診後～6ヶ月の女性とその夫、赤ちゃん  
※生後210日以内(2017年5月6日以降生まれ)の赤ちゃんも一緒に参加できます。

- ・お産に向けて体力づくりをしたい妊婦さんとその夫(妊娠16週以降で運動制限を受けていない方)
- ・産後何年も経っている子育て中の夫婦
- ・産後ケアに興味ある夫婦

人数 7組(14名) 参加費 無料

託児 5月6日以前に生まれた赤ちゃんとお子さんは、信頼できる方にお預けになるか、当事業の託児にお預けになってご参加ください。託児利用の際は、お申込時にお伝えください。

持ち物 タオル、飲み物、託児等に必要なもの

申込み 11月27日(月)までに中央公民館生涯学習課(☎76-2713)へお電話ください。担当:安宅(あたく)

講師 NPO法人マドレポニータ

永野間 かりさん

道内唯一の産後セルフケアインストラクター

### 個人事業税・第2期の納期限は11月30日です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)のある個人が、地方税法等で定められた事業を営む場合に、その事業の所得を基礎として課税される税金です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率を乗じて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

納税通知書は、8月10日に第1期分と第2期分を合わせて送付しており、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日期限)の2回に分けて納めていただきます。※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めていただきます。

連絡・問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課

【課税に関すること】課税係 ☎0152-41-0613

【納税に関すること】納税係 ☎0152-41-0616

## 11月は、児童虐待防止推進月間です

◆児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉によるおどかしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達をそこなう行為をいいます。



◆しつけとの違いは？

たとえ親などがしつけと思っている、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を避けたい

子どもへの虐待については、虐待をしようとする保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。子どもを助けたいと思う一報が、子どもの命を救い、家族全体を救うのです。

◆虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら「ご連絡ください」

- ・身体的虐待「不自然な傷が多い」「叩く音や泣き声が聞こえる」
  - ・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよつちゅう外出している」
  - ・心理的虐待「しつけの程度を超えて叱っている」「ことばによる脅し」
  - ・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
- など、不審なことがあれば、連絡してください。

※相談や通告した人が誰か特定されてしまうような情報は、決して漏らしません。

《問い合わせ・連絡先》

●役場 保健福祉課 介護福祉グループ ☎76-2151(内線277)

●北海道北見児童相談所 ☎0157-24-3498

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

※一部のIP電話からはつながりませんが、通話料がかかります。